

勵賞與を下付す。

後者に就きてはこれを二種に分つ。

一、平素品行方正にして任務に特に勉勵盡力しその功績顯著なるもの、十ヶ年以上勤務したるものを特別恩給とし、

二、功績良好なるもの八ヶ年以上十ヶ年以下勤務したるを教育恩給とす。

以上を十二ヶ年間次の表により支給す。

等級	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
特別	九〇 _円	八〇 _円	七〇 _円	六〇 _円	五〇 _円	四五 _円	四〇 _円	三五 _円	三〇 _円	二五 _円	二〇 _円	一五 _円
教育	二〇〇	一五〇	一二〇	一〇〇	八〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二五	二〇	一五

第三 職工の養成

甲 官業

職工の養成方法としては、八幡製鐵所に於ては一般職工に補習教育を施すの機關あり、同所の規定する所を見れば、

製鐵所に就職せる職工に作業上必要なる知識技能を授くるを目的とし、之れを二部に分つ第一部は一般職工の補習教育をなす、第二部は組長伍長の補習教育をなす。

第一部

入所資格は製鐵所職工にして尋常小學校卒業以上の者年限は一年以内とし更に普通科と専門科とあり普通科目は修身、國語(甲、乙)、算術(甲、乙)

専門科目は實用幾何、製圖(甲、乙)、工業物理、工業化學、鐵冶金術、機械大意、電氣大意、機關車一般、材料強弱製品檢定、

以上選擇的に一科、數科を修むることを得、

第二部

には組長、伍長(即ち直接職人の取締後述)よりなり、當該工場主任、監督官より部科長を経て推薦す但し必要に應じ、工手又は普通職工より選定することを得、

年限 六箇月 授業時間 一週八時間、選擇を許さず全部を修むること、

學科目 修身(工業道德の大要)、算術(日用諸計算)、理科(理化學應用の大要)、工業大意(機械動力の發生及分配等の大要)、鐵冶金術(製鐵に關する事項の大要)

此の他幼年職工養成所に本科及び別科を置き、本所に就業す可き職工を養成す、今之れか規定を見んに、

所長一人、講師若干名、主事一人、合宿所取締若干名、評議員若干名あり、

入所年齢は十四才以上十七才未滿の男子にして左の各條に該當するもの、

一、高等小學校を卒業したるもの、

二、縣立中學校二學年修業以上のもの又は縣立工業學校の生徒たりし證明書を有するもの、

三、前條と同一程度以上の學校に在學したる證明書を有するもの、

入所を許さざるもの、

一、身體強壯ならざる者

二、思想堅固ならざる者

試験の上入所を許す、入所の許可を受けたるものは許可當日より所長の指定する本所工場の職工たるものとし、一定の給與を受く授業料及入所試験料を徴收せず、圖書は之を貸與す、退所は之を許可せず、但し在學することを得ざる事情あるものは所長の上申に依り長官の決裁を経て退所を許可す

ることある可し、而して一般學校に見ると同しく退所の處分はあり、退所したるもの又は退所の處分を受けたるものは在學費用を辨償す可し、但し時宜により長官の決裁を経て之を免除することを得、給與は在學費用の一部と見做す。

修業年限を三箇年とし一學年を左の三期に分つ。

第一學期

自四月一日 至八月三十一日

第二學期

自九月一日 至十二月三十一日

第三學期

自一月一日 至三月三十一日

休日は日曜日、大祭日、製鐵所起業祭日にして夏期休暇は八月中、冬期休暇は自十二月二十八日至翌年一月五日學年末休業は自三月二十七日至四月七日、第三學生は別段の命令なき限りは一般職工勤務時間實習に服す、試験は毎學期之を行ふ卒業生は六箇年間本所の指定する業務に従事する義務あるものとす、違反者は在學費用を辨償せしむることあり給與は日給十五錢以上三十錢迄とし所長は長官の決裁を経て之を定む。

本所に別科を置き本所職工の子弟にして本所職工たらしとするものに對し短期の教育を施すを以て目的とす、入學資格は尋常小學校卒業生にして年齢滿十四才以上の男子にして本所の體格検査に合格したるもの。

人員超過のときは撰拔試験を行ふことと同様なり年限は一年とす。

始業時間は第一學期自午前七時 至午後五時 第二、三學期自午前八時 至午後五時
給與は前に同し

この外職工を外國に派遣し技術の練磨に資することあり、之れに就て旅費等の規定あるを以て次に記さん。

國 別	旅費手當	片道船舶料	日 當	宿舎料
米 國	五十圓	二 百 圓	七十錢	四 圓
英 國	同	二百五十圓	同	同
佛、西、奧國	同	三百五十圓	同	同

乙、民業

養成の設備又は方法として特に擧ぐる點なし。

第四 職工使役の方法

甲、官業

一、職務

一般に職工と稱するもその内に、組長、伍長あり組長は製鐵所職工として三年以上勤續し現に伍長の職にあるもの、中より之を命す、但し當該職務に付相當の經歷を有し技術確實なるものと認むるものは此の限りにあらず、組長は監督官の命に従ひ伍長以下を指揮す、伍長は組長の職務を補佐し不在の時はその職務を代理す。

其の他の所謂職工は當該工場にありて其の事業に従事するなり、之れに就て監督上必要なる事項の規定を見るに、

第一、一定の休憩時間外に於て休憩を與へたる時は監督官の許可を受くる事なくしてその受持工場を離る可からず。

第二、職工は監督官の命令又は許可なくして受持外の工場その他の場所に入出入す可らざるは勿論他人の業務を妨害す可からず。

又職務外の業務を採る可からず業務を許可なく他人と交換す可からず。